

清のひとこと — 大島清 みんなでごみを減らそう



私たちの日常の生活の中で、ごみは必ず出ます。商品の包装もまだまだ過剰で、もう少し節約しても良いのではと思うところが随分あります。

しかし、一人ひとりの心がけ次第で、ごみの量を減らすことができます。私は食事を残さず完食することにしています。残ると可燃ごみとして処理しなければなりません。また、買い物に出かけるときは、必ずエコバックを持ていきます。ごみの量を減らすとともに脱炭素社会に対応することが、地球を守ることにもつながると思うので、当然のことかもしれません。

町のクリーンセンターは、平成元年に建設され36年が経過し、ごみを焼却する2つの焼却炉も老朽化が激しく、毎年、焼却炉を修復するための予算が必要でありました。焼却炉は毎日800度以上で燃え続けてきましたので、傷むのも当然かもしれませんが、燃やすごみの減量による延命効果は大なるものがあると思います。

町全体から出るごみの量は、年間約13,000トンの、一日一人当たり約780グラムにもなりません。例えば、隣の上尾市は、約650グラムなので130グラム伊奈町の方が高い状況です。一人ひとりがごみの減量に気を遣い意識していくことが大事であると思います。

私が、草や庭木を刈ったときは、一週間ほど乾燥させてからビニール袋に入れ、可燃ごみの日に集積所に持っていきます。乾燥させることで重量が半分以下になり、燃焼効率も格段に上がり、焼却炉の傷みも少しは抑えることができると信じているからです。

さて、一昨年の4月に上尾伊奈資源循環組合が発足し、両市町で新たなごみ処理施設を建設するために事業を進めています。これから具体的な事業計画が提案されますが、ごみ減量の効果は、規模や予算など、あらゆる面に影響が出てきますので、皆さんでごみの減量に取り組みしましょう。



ありがとうございました



- ♥永島洋子様から200,000円を町児童福祉事業の発展に役立ててほしいとご寄附がありました。有効に活用させていただきます。
- ♥埼玉県生態系保護協会伊奈支部から1,100円を緑地の保全と緑化の推進に役立ててほしいとご寄附がありました。寄附金は緑の基金に積み立て、緑地の保全と緑化の推進に関する事業に有効に活用させていただきます。



私募債による寄附

埼玉新都市交通(株)が発行した埼玉りそな寄贈型CSR私募債*を活用し、埼玉りそな銀行から伊奈中学校にハンドボール用ゴール2台のご寄附がありました。学校備品として、大切に使用させていただきます。

※地域貢献ニーズのある企業が私募債を発行し、埼玉りそな銀行が受領する私募債発行手数料の一部を、学校などに寄附・寄贈を行う事業のこと。



12月定例議会

令和6年12月定例議会は、11月26日に開会し、令和6年度一般会計補正予算など町長提出の議案等26件を原案どおり可決し、12月10日に閉会しました。

主な町長提出議案

- 伊奈町教育委員会の委員の任命について=教育委員会の委員の三國隆夫氏の任期が、令和6年12月21日で満了となるため、同氏を再任命する案を提出し、同意されました。
- 伊奈町公平委員会の委員の選任について=公平委員会の委員の長島晴夫氏の任期が、令和6年12月21日で満了となるため、同氏を再選任する案を提出し、同意されました。
- 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例=国

民健康保険事業の健全な運営を図るため、所得割額および被保険者均等割額を改正するものです。

- 伊奈町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例=伊奈町制施行記念公園バラ園の使用料の適正化を図るため、使用料の額を改正するものです。
- 伊奈町総合振興計画を定めることについて=総合かつ計画的な行政の運営を図るため、新たなまちづくりの指針となる総合振興計画を定めるものです。
- 公の施設の指定管理者の指定について(伊奈町放課後児童クラブ)=令和7年4月1日から3年間、株式会社アンフィニを伊奈町放課後児童クラブの指定管理者として指定するものです。
- 公の施設の指定管理者の指定について(伊奈町ふれあい活動センター)=令和7年4月1日から5年間、アクティオ株式会社を伊奈町ふれあい活動センターの指定管理者として指定するものです。

学校給食費を免除します！

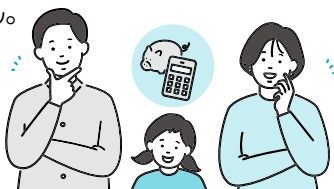


エネルギー・食料品価格などの物価が高騰する中で、保護者の経済的負担の軽減を図るために、2月・3月分の学校給食費を免除します。
詳しくは、町ホームページをご覧ください。

支援金額（月額） ▶小学生：4,700円、中学生：5,500円 ※中学3年生の3月分は月額3,880円です。

町立小中学校に通学している方の保護者（申請不要）

2月・3月分の学校給食費は、口座引き落としを行いません。



下記の①～③のいずれかに該当し、かつ④を満たす方の保護者（要申請）

支援金額を上限に交付します。

- ①町内在住で伊奈町以外の小中学校などに在籍している方
- ②町内在住で特別支援学校の小学部または中学部に在籍している方
- ③欠席やアレルギーなどの理由で、学校給食を食していないため給食費の全部または一部を支払っていない方
- ④生活保護による教育扶助の支給を受けていない、または他の制度で学校給食費の免除や全額補助を受けていない方

申・問 2月28日(金)までに、必要書類を持参のうえ、学校教育課☎2533窓口へ

定期予防接種の対象の方へ

麻しん風しん2期 接種期限が 迫っています！

3月31日(月)
まで

接種回数▶1回

☎ 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれのお子さん

申 直接町内医療機関に予約
※町外医療機関で接種希望の場合は、お問い合わせください。

問 健康増進課（保健センター）
☎720-5000



平成9～20年度生まれの女性の方へ

子宮頸がん 予防接種期間延長

令和6年夏以降の大幅なHPVワクチン需要増で、接種を希望しても受けられない状況などを踏まえ、接種期間が1年間延長となりました。

接種期間▶令和8年3月31日まで

☎ 平成9～20年度（平成9年4月2日～平成21年4月1日）生まれの女性で、令和4年4月1日～令和7年3月31日にHPVワクチンを1回でも接種した方
詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問 健康増進課（保健センター）
☎720-5000



卒業・入学祝金

☎ 卒業祝金…町内に住所を有する方で、令和7年3月に中学校を卒業する就学援助制度を利用している生徒

入学祝金…町内に住所を有する方で、令和7年4月に小学校または中学校に入学するお子さんを養育している母子・父子家庭の母または父

支給額▶1人につき1万円

支給時期▶3月

申・問 2月3日(月)～21日(金)（土日祝日除く）に、支給対象者の印鑑を持参のうえ、伊奈町社会福祉協議会☎722-9990窓口へ

